



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中規模水田地帯における農地流動機構の変化と流動システムの機能 : 北空知・深川市を対象として
Author(s)	盛田, 清秀
Citation	北海道農業経済研究, 6(1-2), 89-104
Issue Date	1997-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63116
Type	journal article
File Information	KJ00009064981.pdf



[論 文]

中規模水田地帯における農地流動機構の変化と 流動システムの機能

—北空知・深川市を対象として—

盛 田 清 秀 *

I. 課 題

北海道における農地流動は都府県に比べて固有の機構と論理を有するとされる¹⁾。その論理と機構をごく単純化していえば、離農によって放出される農地は、離農者と同じ集落に属する相対的に小規模な農家もしくは放出農地に隣接する農地の所有者が優先的に買い入れること、それが農事組合長もしくは地区選出農業委員等の調整のもとで集落内部の合意を得て行われるというものである。また、離農者及び農地購入者の負債及び資金ポジションとの関係から、その程度は地域によって大きく異なるが、農協の一定の関与のもとでこれが進められる。

このような機構と論理をさして、筆者は「北海道型農地流動システム」と呼ぶこととしている。このシステムは農地あっせん事業の推進過程で定着、強化がみられたと思われるが、これは坂下[15]が指摘しているように、つまるところ農地取得競争を背景に成立したシステムである²⁾。また、同時に坂下が指摘しているように、このシステムの機能は集落形成の歴史的性格と深く関わっている。しかし、これまでこのシステムに着目した実証的研究はほとんど手がつけられていない。

そこで、本稿の第1の課題は、水田地帯の代表的地域類型の一つである石狩川中流域の深川市＝中規模水田・優等地域における農地移動の様相を、「北海道型農地流動システム」との関連において実証的に明らかにすることである³⁾。

ところで、北海道における農地移動は地殻変動ともいえるほどの大きな変化に見舞われている⁴⁾。この変化を端的にいえば、離農理由が農業見切り・転職、負債整理から高齢化や後継者なしにシフトし、農地需給が緩和基調に転換して農地取得者が中・大規模階層に限定されてきたこと、さらに農地の権利移転形態では賃貸借が売買に匹敵するまで伸びてきたことである。この変化は必然的に前述のシステムに大きな影響を及ぼさざるをえない。小規模農家が農地を取得する意欲と条件を失ったことは、農地移動に関するルールの立脚点が崩壊したことを意味するのであり、またこれまでこのシステムが調整に関与してこなかった賃貸借の増加により、システムの機能する領域そのものが狭められたことになる。これはシステムの解体を意味するのであろうか。しかし、こうした農地移動の時系列的変化はこれまであまり実証的に検討されたとはいえない。そこで本稿の第2の課題は、深川市における農地移動の性格変化を時系列的に明らかにすることである。それを踏まえ、第3の

* 北海道農業試験場

課題としては、農地移動機構の変化に対応した「北海道型農地流動システム」の現段階における意義と再編方向に関する考察を行うことである。

注1) この点は以前から例えば、阪本 [14]、矢崎 [22] などで指摘されており、早くから注目されている。また、筆者の広島県大朝町、庄原市、滋賀県水口町、長野県宮田村における事情に詳しいとされる農業委員、役場関係者からのヒアリング（1996年2月実施）では、北海道において行われているような農地流動の方向付けに関する慣行は、少なくとも戦後もしくは1960年頃以降はみられないことを共通して確認している。この点はなお検証の必要があろうが、今のところ農地流動に関して北海道に「固有」の論理と機構が存在するといつてよいと思われる。

注2) ここで筆者があえて「システム」と呼ぶのは、農地取得に関するルールが形成され、また調整者が存在し（もしくはそれを担う役職が特定化している）、集落内農家の合意形成が期待できる内実を備えているからである。また、それが単に事業推進を超えて農家間の合意形成によって規範として一定の確立をみたと理解するからである。盛田 [9] も参照されたい。

注3) 坂下 [16] を参照。

注4) これに関しては一連の谷本一志氏の論考に詳しいが、差し当たり谷本 [20]、[21] を参照されたい。また北海道における水田地帯別の動向は東山 [1] を、農地流動に関する経済性の分析については、堀口 [3]、[5]、吉川 [7]、[8] を参照。また北海道の農地問題全般については生源寺 [19] が基本的文献といつてよい。

Ⅱ. 深川市における農地流動の動向

深川市はその内部に地域性をもつとはいえ、全体として肥沃な土壌と相対的に有利な気象条件を

活かした高収量・高品質の稲作優等地帯を構成し、道内最良質米地帯として位置付けられている。農地売買実績は比較的安定的に推移しているが、近年に至り賃貸借が大きく伸びた結果、1987年からは賃貸借件数が売買件数を上回るまでとなっている（図1）。北海道では1970年代後半から80年代

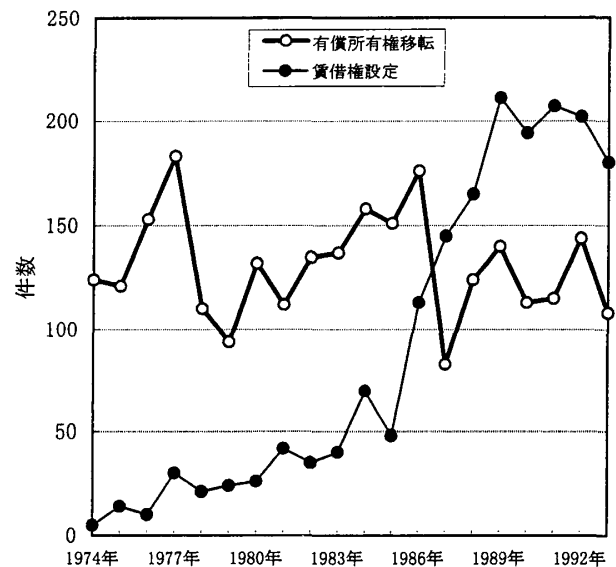


図1 農地移動件数の推移（深川市）

資料）深川市農業委員会資料により作成

にかけて農地価格の著しい騰貴が発生し、深川市でも若干の地域格差を示しながら、10アール当たり100万円まで水田価格が上昇した。しかし、この100万円という地価は、農業委員会及び農協が指導性を発揮して抑制したためにこの水準にとどまったとされる価格である。深川市ほど優等地に恵まれない南空知でもこの時期100万円水準の取引がみられ、負債問題発生の一因となった⁵⁾。しかし、80年代後半以降地価は大きく下落したままである。当面これ以上下がらないとの見方も多いが、条件のよくない地域ではいまだ底値が見えていない。下落するのは地価ばかりではない。借地料も80年代後半以降下落基調にある。

しかし、深川市のような優等地域においても農地需給の構造的変化は確実に進行している。その一つの現れは、条件の劣る農地の需要後退による

表1 標準小作料の推移（田）

単位：円／10a

	1971年	1974年	1978年		1980年	1983年	1987年	1990年	1993年
深川	14,400	24,000	32,000	上田	35,000	35,000	32,000	29,000	29,000
イチャン・納内	13,500	23,000	31,000	中田	30,000	30,000	27,000	24,000	24,000
イチャン・納内の北	9,700	16,500	22,000	下田	25,000	25,000	21,000	16,000	16,000
音江A	12,300	21,500	29,000						
音江B	8,200	15,000	20,000						
多度志A	10,500	19,500	26,000						
多度志B	7,000	14,000	19,000						
上記基準収量（単位：kg／10a）									
深川		494	556	上田	550 以上	550 以上	555	555	555
イチャン・納内		483	547	中田	490～549	490～549	535	535	535
イチャン・納内の北		351	466	下田	489 以下	489 以下	480	480	480
音江A		463	538						
音江B		343	468						
多度志A		443	482						
多度志B		333	437						

資料）深川市農業委員会資料により作成

需給不均衡への転換である。このことは、深川市における地域格差の拡大と個別の農地条件の違いによる引き受け手の確保困難といった形で表面化する。またそれは、標準小作料水準にも反映する。表1が示すように、1970年代は標準小作料の地域格差が縮小傾向さえ示していたが（小作料が最高の地区の最低地区に対する倍率は1971年の2.1倍から78年の1.7倍へ縮小）、80年以降は農地の品質による区分に変わったとはいえ、87年及び90年の改訂で上田と下田では倍率、価格差両面で格差が拡大している。

このような需給事情の変化の背景にある実態を、農地移動の当事者すなわち売買及び農地賃貸借において農地供給者＝譲渡人と需要者＝譲受人の経営面積規模構成の推移で整理しておこう。1980年代後半から90年代にかけての変化として農地の受け手の大規模化が確認できる。すなわち、譲渡人はモード階層が87年の3～4ha階層から93年の4～5ha階層へと拡大したとはいえ、格別大きな変化を示していないのに対し、譲受人は同じ期間に5～7.5ha階層から7.5～10ha階層に拡大し、農地取得後の規模階層でも7.5～10ha階層から10～15ha階層に中心が移っている。また、譲受人

の場合、87年には10ha以上階層が20％程度であったのが、93年には47％と半数近くにも達しており、規模拡大は顕著である。このことから、農地取得者の大規模化が急速に進んだことがうかがえる。

次にこのような当事者の階層的特徴の変化と並んで農地供給面、とりわけ農地供給がいかなる理由によって発生してきたかを、深川市農業委員会の資料をもとに要約すると、70年代後半から80年代前半にかけての農地売却理由は、「離農・他市町村に転出」が著しく減少し、大きく比率を低下させた。よく指摘されるように、在村離農形態への転換が確認できる。また、「農地の交換」、「耕作不便低生産」という理由を農地利用上の問題解決を目指した前進的な農地売却理由とすれば、全体としてそれは縮小する。この時期は概ね70年代後半から80年代前半にかけての農地価格高騰期に重なることから、農地利用の合理化を目指した農地移動が圧迫されたことを示すと推察される。それと対照的に、「資金必要」事例が増加する。劣等地処分や農地交換によって農地利用合理化を目指す農業内論理による農地移動から、地価高騰を背景とした資産移転という性格の強まりがみてとれる。

続く80年代後半以降の第1の特徴は、「公社関与」の拡大である。ここでいう公社とは、大部分が農地保有合理化法人である（財）北海道農業開発公社を指し、当時、集合的利用権等調整事業が濃密に実施されたことがその背景にある⁶⁾。第2の特徴は、「労働力不足（老齢）」と「年金受給」の合計を高齢化要因と捉えるならば、1987年の31%（58件中18件）、88年の33%（78件中26件）から、92年の53%（53件中28件）、93年の59%（27件中16件）への着実な増大である。それと反対に、「資金調達」は減少傾向にある。これらのことから、80年代後半以降は、公社介入が強化されるもとで、高齢化が農地供給の主要なファクターになったとみてよい。

以上は売買事例の理由であるが、近年増加の著しい賃貸借について貸付理由をみると、87年時点で既に高齢化要因が60%に達しており、売買より一足早く農地供給構造の変化が表面化している。かつて離農が離村と結びついていた時期には農業に見切りをつけたたり転業資金を得るために農地が売却され、これに負債整理による農地処分が上乘せされていた。しかし、近年は高齢化や後継者なしによるリタイアが離農の主要形態となりつつある。これは在村形態をとることが多い一方で、農地処分が強制される事情にないため、さしあたり貸付によって地代収入を得る形態が広まる。売買より賃貸借において高齢化要因が先行する理由もまたここにある。

注5) 南空知における負債発生機構は、北村を対象とした仁平[11]に詳しい。

注6) 農業者年金基金による農地買入れ・売渡しも若干の実績があり、これも公社実績に加算している。
なお、公社の機能については堀口[4]参照。

Ⅲ. 調査集落における農地移動の実態

次に4集落の実態調査をもとに近年の農地移動の特徴を検討する⁷⁾。これら4集落は1989～1993年にかけて実施された農事組合再編前の旧集落であり、いずれも優等地に立地しており、土地条件からみて深川市の典型とみなされる。

1. E集落 — 規模平準化機能の変容 —

E集落調査農家9戸の特徴は、世帯主年齢が比較的若く、兼業に従事しているのは5戸で、10ha前後及びそれを超える経営でも農外就業を行っている。また、三ないし四世代構成も6戸ある。この集落では1975年に稲作作業共同を目的にE営農集団が組織されたが、春作業（育苗～田植え）は転作割当てや育苗方式のちがいがから88年を最後に共同体制が崩れ、現在は秋作業（収穫～乾燥）のみ共同である。いずれの経営も稲作が経営の基幹部門であり、この傾向は減反緩和で一層強化され、91年の稲作率73.6%が93年には92.8%にも高まった。今後は9戸中6戸が規模拡大の意志を持ち、目標規模は10～20haに置かれ、3～8ha程度の農地取得が考えられている。基本的には稲作での自立化志向が強い。負債額は判明している7戸中1戸が3千万円台と多く、2千万円台、1千万円台、1千万円未満が各2戸で、主な理由は農地取得である。目標規模達成に必要な面積3～8haを今後全て購入すると、地価60万円/10aでは1,800～4,800万円の資金がさらに必要となる。

次に農家調査で把握した限りの農地移動状況を整理すると、第一の特徴は、農地移動形態では売買に代わり賃貸借が増加してきたことである。農地供給理由で80年代前半までみられた負債整理は姿を消し、後継者なし、年金受給が大部分を占め、高齢化による農地供給に転換した。また、農地移動の具体的過程は、基本的には集落での話し合い、

農業委員の関与によって、集落の枠組み内で農地の受け手が決定されている。しかし、E宮農集団構成員の農地は他の構成員が優先して取得する慣行になっている。これはある農家によれば、「集団としての設備投資の償却負担を引き継ぐため」である。残債務の引き継ぎだけでなく、固定資本投資に見合う操業度の確保という目的にも応えるものであろう。このことは既に解散したE生産組合の場合も同様であり、組織構成員は組織外よりも優先的な農地取得が認められるという慣行の存在がうかがえる。また、もう一つ注目すべきは、借地側が農地購入を希望していても、地主が売る意志の無いケースが発生していることである。高齢化による離農では、さしあたり資金が必要でない限り農地を売る必然性はない。特に80年頃の「高地価」の記憶が鮮明であり、

さらにその時期に購入した農地であればなおさら、現在のような「低地価」で売る気にならないであろう。さらに、低金利によって農地売却資金を運用しても借地料収入にはるかに及ばない利回りしか得られない現状では、一層「売り惜しみ」は強まるであろう⁸⁾。なお、1件当たりの取引面積は、若干の例外を別にして、概ね1～2ha程度である。農地取得が競合することが多く、分割取得が一般的であったこと及び譲渡所得控除枠の関係から、こうした面積になる。しかし、それだけに農地分散が進む可能性は否定できない。実際に、比較的規模の大きいE1からE4の経営では、E4の5団地を最高に、3～4団地に分散している(E5からE9経営では1～3団地)。

一方、過去及び現時点での農地取得の経済条件について、表2で検討する。ここでは、データの連続して得られる1980年代以降について算出し、また土地純収益としては86年以降は10ha以上階層の、それ以前はデータの制約から5ha以上階層のデータを用い、前5カ年平均値を用いている。

表2 農地購入・借入の10アール当たり経済性(E集落)

事例 番号	取引 年次	取引 種別	地価 (万円)	地価に 対する土 地純収益 利回り%	借地料 (万円)	土地純収 益に對 する借地 料倍率	過去5カ 年平均土 地純収益 (10ha-):円
			A	C/A	B	B/C	C
1	1981年	売買	97.5	3.7%			36,491
2	1982年	売買	100.0	3.0%			29,909
3	1983年	売買	95.0	1.5%			14,402
4	1983年	売買	94.0	1.5%			14,402
5	1983年	貸貸借			3.8	2.64	14,402
6	1984年	売買	100.0	1.7%			16,996
7	1984年	売買	90.0	1.9%			16,996
8	1988年	売買	67.0	5.4%			36,042
9	1988年	売買	87.0	4.1%			36,042
10	1989年	売買	86.0	3.6%			30,639
11	1989年	貸貸借			2.9	0.95	30,639
12	1989年	貸貸借			2.85	0.93	30,639
13	1990年	売買	70.0	4.5%			31,467
14	1991年	売買	60.0	4.8%			28,768
15	1991年	貸貸借			3.2	1.11	28,768
16	1991年	貸貸借			3.05	1.06	28,768
17	1993年	貸貸借			2.9	1.37	21,132

資料) 1993年9月農家調査、米生産費調査

注1) 1980年以降の水田取引事例で地価・借地料判明分のみ。農外転用(公共)事例1件を除く

2) 1991年以降は新定義による生産費

3) 1985年以前は5ha以上階層の土地純収益

1980年代初頭の土地純収益の地価利回りは何とか3%台にのっていたが、米価抑制等収益性の悪化によってそれ以降利回りは1%台に低迷する。この時期は農地購入はペイしなかったとみてよい。しかし、88年以降は3%～5%台で推移することから、農地購入の採算性はそれ以前に比べて回復した。またこれを借地料と土地純収益の比較でみれば、1983年には問題外の「高地代」といいよい水準が、89年以降は借地料と土地純収益がほぼ等しい水準に低下した。1980年代は、農業収益からみてほとんど上限もしくは限界を超えた水準にあった地価・借地料は、稲作収益の悪化とともに「崩壊」し、最近になってようやく経済合理的水準に近づいている。ただし、1980年から1992年までは40%台の生産調整割当てが課せられていたことを考慮する必要がある。北海道稲作では、収量が低くかつ不安定な地帯では相対的に米生産調整が経済的に有利でさえあったことが指摘されており⁹⁾、そのような「稲作限界地帯」では積極的減反対応によって米生産が消滅したり、もち米生産

地帯への特化が進んだ。しかし、深川市のような良質米生産地帯では、生産調整は基本的に収益の圧迫要因と考えてよい。であるからこそ、1992年の転作緩和を契機に急速な米回帰がかつての緩和期におけると同様に進んだのである¹⁰⁾。

北海道における農地移動に関しては「北海道型農地流動システム」ともいえる枠組みが存在するとした。このE集落ではかつてそれが最も典型的に機能していた。しかし今日では、このシステムは必ずしも十分に機能しなくなっている。表3はそれを確認するため、比較的最近の農地移動に限定して、農地移動による調査農家の面積変動の様相と農地取得農家の経営面積規模順位をさかのぼって追跡したものである。経営面積・自作面積、取得農地は全て水田に限定して表示しており、太枠

は農地取得による面積拡大を表している。丸数字は当該年度の面積規模順位を表す。ここで明らかことは、1980年代前半は最小規模農家＝最下位農家（⑨）か、それ以外の農家でも比較的順位が下の農家（82年の⑧位、83年の⑦位、84年の⑥位）が農地を取得し、しかも最下位以外の農家が取得した場合も最下位農家との規模格差は83年の14aが最大で、ほとんど同クラスの農家が農地を取得している。これに対し、1988年以降の農地取得は、必ずしも最下位の農家が取得するとは限らなくなり、しかも最下位農家とかなり規模格差の大きな、すなわちそれだけ相対的に「大規模」な農家が農地を取得するようになった。それにもかかわらず、このルールが明確に放棄されたと理解している農家はいない。この枠組みの実質的な崩壊が、農地

表3 E集落における農地取得経過と取得農家の規模順位（1980年以降）

農家番号	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
E 1	経営面積(a)	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	1,168
	自作面積(a)	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942	942
	規模順位	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	②	①
E 2	経営面積(a)	525	525	525	525	575	575	575	575	770	770	770	770	974
	自作面積(a)	525	525	525	525	575	575	575	575	679	679	679	679	679
	規模順位	⑥	⑦	⑧	⑨	⑦	⑦	⑦	⑧	③	③	⑤	⑤	②
E 3	経営面積(a)	497	559	559	559	559	559	559	778	973	973	973	973	973
	自作面積(a)	497	559	559	559	559	559	559	778	778	778	778	778	778
	規模順位	⑨	⑤	⑤	⑦	⑧	⑧	⑧	②	①	①	①	①	③
E 4	経営面積(a)	508	508	556	556	556	556	556	556	556	556	856	856	856
	自作面積(a)	508	508	556	556	556	556	556	556	556	556	806	806	806
	規模順位	⑦	⑧	⑥	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	④	④	④
E 5	経営面積(a)	560	560	560	560	680	680	680	680	680	680	680	680	670
	自作面積(a)	560	560	560	560	680	680	680	680	680	680	680	680	670
	規模順位	④	④	④	⑥	②	②	②	②	④	⑤	⑤	⑥	⑤
E 6	経営面積(a)	505	505	505	653	653	653	653	653	653	653	653	653	653
	自作面積(a)	505	505	505	564	564	564	564	564	653	653	653	653	653
	規模順位	⑧	⑨	⑨	②	③	③	③	⑤	⑥	⑥	⑦	⑦	⑥
E 7	経営面積(a)	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632
	自作面積(a)	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632	632
	規模順位	③	③	③	④	⑤	⑤	⑤	⑥	⑦	⑦	⑧	⑧	⑦
E 8	経営面積(a)	539	539	539	607	607	607	607	607	607	607	624	624	624
	自作面積(a)	539	539	539	607	607	607	607	607	607	607	607	607	607
	規模順位	⑤	⑥	⑦	⑤	⑥	⑥	⑥	⑦	⑧	⑧	⑨	⑨	⑧
E 9	経営面積(a)	633	633	633	633	633	633	633	763	763	763	886	886	503
	自作面積(a)	633	633	633	633	633	633	633	763	763	763	763	763	380
	規模順位	②	②	②	③	④	④	④	③	④	④	③	③	⑨
取得農家の前年規模順位														
	購入	⑨	⑧	⑦⑨	⑥⑨				④⑧	⑤⑧		⑨		
	借入			⑨						②⑧		④⑧⑨		②⑤
最小非取得農家と取得農家の前年経営面積格差(a)														
	購入	0	3	0,14	0,4			3,78	19,97		0			
	借入			0					19,207		0,51,131		146,318	

資料) 1993年9月農家調査による

注 1) 自作面積の太枠は農地購入を、経営面積の太枠は農地借入をそれぞれ表す

2) 規模順位は経営面積順位

3) 表示は全て水田のみの面積

賃貸借形態で行われているからである。売買とは違って貸借の場合、厳密な方向付けがなされないのが一般的である。しかし、実際には賃貸借は先にみたように、無条件で売買に移行するものではないとしても、往々にして売買予約的性格をもっている。ここに、「北海道型農地流動システム」が機能を発揮しなくなりつつある理由がある。

2. K集落

— 小規模農家優先慣行の早期の崩れ —

K集落調査農家の世帯主も若く、全戸が三世帯構成という今日では稀少ともいえる世帯構成である。この集落は深川市の水準を大きく超える経営面積を有しており、後で検討するように早い時期に農地の集積をはたし、それが豊富な農業労働力を抱え込む基盤でもあると推察される。減反緩和の作用は、前述のE集落にも増しての稲作回帰である。小麦、てんさいは壊滅し、豆類の激減という傾向は共通である。転作用機械を農協が主体となって導入していたことがこうした「畑作型転作」の衰退に作用した¹¹⁾。農地面積の大きいことが負債額を押し上げており、負債額の判明している6戸のうち2千万円台が2戸、3千万円台が2戸ある。ただし、深川市の農家の農地投資基準が、かつては稲作粗収益の3倍程度と考えられていたこと（農家調査での聞き取りによるが、農民的採算基準を示すものである）からすれば、それほど過大な負債とはいえない。8戸中5戸が規模拡大を志向しており、現状維持は2戸にとどまる。目標面積はやはり10～20haで、拡大に必要な面積は3～5haである。このような拡大志向は、合併して新集落を形成した他地区での農地供給を考慮に入れたうえでのことである（K1、5、8農家）。

K集落の農地移動の第一の特徴は、1980年代に集中して発生し、近年はむしろ農地移動が落ち着

きを見せていることである。第二は、賃貸借の発生がほとんどみられず、確認される2事例も、既に購入されたか購入予定といった極めて過渡的性格の強い賃貸借である。第三に、農地移動理由は交換、見切り離農、資金需要による一部切り売り、高齢離農等多様である。K集落では必ずしも高齢化要因が支配的でない。集落ごとの展開差を示すものである。また、農地交換が行われており、K4、K6農家で1団地にまとまっているほか、残りの6戸は全て3団地構成となっている。注目すべき第四の特徴は、1984年及び85年のK4農家のケースのように、「相対で相談して農業委員会に持ち込む」という場合があることである。深川市では農業委員及び農業委員会による一元的掌握に近い形での農地移動が通常であり、このような事例は一般的ではない。にもかかわらず、こうしたケースがK集落ではみられる。「運の良い人は地続き地や親戚からの土地を増やしている」（K8）という見方が農家にあること自体、K集落の相対的に自由な農地取引実態がうかがえる（ただし、隣接地取得は「北海道型農地流動システム」の原則的了解事項である）。また、K集落はE集落より農地価格低下の速度と程度が大きい。農地需給事情の違いが作用した可能性があり、それがあってはじめて比較的早期の規模拡大が実現されたと考えられる。

最後に、「北海道型農地流動システム」の機能を表4でみておこう。K集落では「農地取得は相対的に小規模農家が優先する」という原則は1980年代以降存在していないようにみえる。もともとそうであったのか、過去に存在していた慣行が崩れたものかを確認するため、1970年代の農地購入について同様に検討すると、1972年に規模順位②、③、⑧位の農家が農地を購入しているほか（最下位農家との面積格差はそれぞれ、269a、232a、0a）、74年は最下位の⑧位農家が、79年は⑦位農家（格差27a）がそれぞれ農地を購入している。

表4 K集落における農地取得経過と取得農家の規模順位（1980年以降）

農家番号	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
K 1 経営面積(a)	1,294	1,294	1,294	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564
自作面積(a)	1,294	1,294	1,294	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564	1,564
規模順位	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
K 2 経営面積(a)	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	916	916	916	1,115	1,219	1,219	1,219	1,219	1,219
自作面積(a)	1,016	1,016	1,016	1,016	1,016	916	916	916	1,066	1,066	1,115	1,115	1,115	1,115
規模順位	③	②	②	②	③	④	⑤	⑤	③	②	②	②	②	②
K 3 経営面積(a)	698	698	698	698	698	698	952	952	952	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
自作面積(a)	698	698	698	698	698	698	952	952	952	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
規模順位	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	④	④	⑤	③	③	③	③	③
K 4 経営面積(a)	1,035	965	965	965	1,057	1,057	1,057	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
自作面積(a)	1,035	965	965	965	1,057	1,057	1,057	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
規模順位	②	④	④	④	②	②	②	②	②	④	④	④	④	④
K 5 経営面積(a)	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
自作面積(a)	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003
規模順位	④	③	③	③	④	③	③	③	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
K 6 経営面積(a)	814	814	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812
自作面積(a)	814	814	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812	812
規模順位	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
K 8 経営面積(a)	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730
自作面積(a)	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730
規模順位	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
K 9 経営面積(a)	637	637	637	637	637	637	706	706	706	706	706	706	706	706
自作面積(a)	637	637	637	637	637	637	706	706	706	706	706	706	706	706
規模順位	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
取得農家の前年規模順位				①	④		⑦⑧	②	⑤	⑤	②			
購入									⑤	③				
借入														
最小非取得農家と取得農家の前年経営面積格差(a)														
購入				657	328		0,61	351	210	246	513			
借入									210	409				

資料）1993年9月農家調査による

注1）自作面積の太枠は農地購入を、経営面積の太枠は農地借入をそれぞれ表す

2）規模順位は経営面積順位

3）表示は全て水田のみの面積

また、1960年代には必ずしも最下位農家が農地を取得していないものの、比較的小規模農家が農地を購入する機会が多くみられる¹²⁾。また、K 3 農家は「購入を希望しても規模が大きいのであっせんしてもらえなかった」という以前の経験を述べている。これらのことから、K集落ではもともと「小規模農家の農地優先取得」慣行は強固なものではなかったが、ある程度農地取得の基準を構成していた。それが、80年代にはほぼ崩れてしまったとみてよい。現時点では、「農地取得は農事組合内が優先で、営農上の便利・不便利で決め、後継者の有無や規模も若干考慮」（K 8）という程度が合意形成のベースになっている。農地移動の枠組みが強固に形成されていると想定された深川市でも、集落全てが共通の基準で貫かれているわけではない。

3. T集落

— 農地需要超過による集落外取得の展開 —

T集落では1978年以来T営農集団が活動を行っており、稲作では育苗管理を除く基幹作業のほぼ全てを、また麦作では耕起・整地、収穫、乾燥を共同で実施している。他地区では個別の規模拡大、転作緩和を理由として集団の解体が進む中で、集団活動がほぼ全作業にわたり維持されているという際だつ特徴をもつ集落である。農家間の規模格差はさほど大きくなく、経営主の年齢幅も比較的小さく、兼業従事は2戸のみであり、概ね農業内での労働力燃焼が図られている。米を基幹としながら他作物・畜産からの収入も一定の比率を占め、規模拡大が比較的緩やかであったことから、負債額も概して小さい。

農地移動は、1989年に至るまで比較的落ち着いていた。営農集団活動による農家数維持効果が指摘されているが¹³⁾、営農集団活動による離農抑制と農業集約化促進機能が作用したと推察される。1989年以降かなり農地取得が活発化するが、E、K集落の農地移動に比べて水田の所在も地主も集落外である場合が多い。したがって、T集落での農地移動の特徴は、第一に1989年以前の農地移動の低調とそれ以降の活発化というコントラストの明瞭なことであり、第二に集落外での農地取得割合の高さである。その結果、農地分散はT1、2農家が4団地、T3～5農家が3団地であるほか、T6～9農家は1ないし2団地となっており、上層階層での農地分散が問題になりつつある。特に、集落外に求めた結果、「通い」が増えている。通いでは1.5kmが限界という声も聞かれ、集落外農地取得の活発化とともに農地交換や取得時の調整が重要性を増している。

農地取得の経済条件については、1993年にも農地が購入され、土地純収益の地価利回りは3%台にまで低下している。減反緩和を考慮すべきであろうが、農地購入利回りは低下している。また、1993年の借地は土地純収益に対して借地料が1.4倍前後にもなり、採算がとれていない。農地の購入・借入ともに採算は悪化している。この条件下で農地取得が行われる理由は、これまで「農地は動かなかった」(T2)という事実を背景とする高い取得意欲である。「15haは必要なので農地購入意欲は高く、後継者のいない人でも買いたい人はいる」(T5)という積極的購入志向と、農地購入等の「投資は若いうちにやるべき」(T8)という判断がある。また、T集落では「集落内の底上げ、団地化路線」でやってきたが、「集落外所有に向かっている」(T4)という見方がある。これまで農地需給がタイトであったことが農地の集落外取得の多さをもたらしていたのである。

農地取得農家の規模階層では、1980年代以降は

小規模農家による農地取得は支配的ではない。しかし、1960年代、70年代の農地購入についてさかのぼると、ほぼ最小規模農家が農地を取得している。小規模農家取得原則は80年代以降崩れつつある。T集落の場合、「集落再編で旧農事組合での土地配分順がご破算にされた」(T1)という経緯があり、新農事組合の範囲で土地移動が話し合われるようになったことも従来ルールの実質的廃棄に結びついたと思われる。これまでは同一集落内での農地取得が優先され、集落ごとの後継者保有、高齢化状況の違い、離農発生の違いが結果として集落ごとの規模構成を規定してきた。集落再編による農地移動の広域化はこの旧集落ごとの規模構成差の平準化に作用するであろう。

4. N集落 — 農地取得階層の大規模化 —

N集落では、基盤整備実施後の1964年にNトラクタ利用組合がつくられ、トラクタの共同利用が行われた。しかし、1970年代末頃にはほぼ個別化し、数戸のみが活動を続けているにすぎず、その後の営農集団活動は低調である。個別展開が基調の集落である。経営主年齢構成は若年層から高齢層まで分布幅は広く、また経営主の兼業従事は9戸と多い。

ここで特徴的なことは、ともに経営主が70歳代で後継者が他出し、負債を全く抱えていないN16、17農家の対照的な行動と意向である。N17農家は、おそらく譲渡所得控除枠の関係で手元に残したと思われる貸付農地90aを除いて農地を次々に売却してきており、その貸付中の農地も売却を希望している。従来から一般的であった離農→農地売却という図式のあてはまるケースである。これに対し、N16農家の場合は、河川改修用地売却による現金収入があったことも関係するであろうが、資金的に潤沢であり、当面農地を売るつもりは全くない。今後とも可能な限り営農を続け、リタイア

時点で他出した子供が農業を継がない場合も、農地は保有し続ける意向である。北海道における高齢化の進展は、N17タイプ（農地処分＝売却）かN16タイプ（農地保有継続＝貸付）のどちらがどの程度の割合を構成するかによって様相はかなり異なったものになると思われる。

農地移動の特徴として、第1にほとんどのケースで農地、当事者が同一集落内であること、第2に、1991年以降は売買から賃貸借への移行が一挙に進んだが、その多くは将来の購入含みのケースであることである。このうち第1の点は、集落規模が大きいことが関係すると思われる。10戸程度の集落では農地移動の調整が容易である反面、農地需給不均衡が表面化しやすいが、N集落のように20戸近い集落では、農地移動を集落内で完結させることが比較的容易と考えられる。また、第2の賃貸借への移行については、借地農家自身が「本当は購入したい」（N2）、「農地は買う方が有利と計算しているが負債は増やしたくない」（N4）、「借地は利用面で（制約されて）よくないので50万くらいならどんどん買いたい」（N8）、調査時の取引地価は50～60万円であるが「70～80万円でも減反がなければ買いたい」（N9）、「農地は購入、借入両方して借入農地を少しずつ購入する」（N15）という意向に示されるように、負債のことを考慮する農家もあるが、借入より購入を指向している。それにもかかわらず借入が増えているのは、「負債の上乗せをしたくない」（N4）、「借地料が3万なら借入が有利」（N9）という借り手側の判断に加え、前農業委員のN11農家がいのように「貸借になるのは地主が売らないため」という要因も大きい。

さらに、農地移動に関する第3の特徴として、最近の賃貸借では農業委員会の関与が稀薄で、当事者で話をまとめて農業委員会に持ち込むケースがむしろ多い。賃貸借は当事者に任される慣例があることに加え、「最近話は表面化する前にだ

いたい固まっておき、農地の受け手がいないか、負債絡みで取引地価を高くする必要があるときだけ表に出てくる」（N3）が、かつては「買い手も多く、小規模農家へ土地を動かしたが、ここ5～6年は買い手が減り条件の悪い土地は買い手のないところまでできた」（N11）、「借り手市場的になっている」（N12）という農地需給事情の転換が作用していると考えられる。農地取得の経済性については、1980年代前半には農地購入はほぼ経済的妥当性を失っており、それが80年代後半に回復し、同時に農地借入の経済条件も満たされるようになった。これはE、K、T集落と同様である。

農地取得の階層性に関しては、前農業委員のN11農家がいのように、かつてはN集落でも存在していた小規模農家が農地を優先取得するという規範は崩れ、小規模農家による農地取得はまれである。1980年代以降、農地取得農家＝中・大規模農家と非取得農家＝小規模農家に明確に階層分化している。こうして、小規模農家の底上げによる階層構成均質化の動きは、80年代には既に崩れていることがN集落の特徴として浮き彫りになる。

注7）E、K、T、N集落の農家調査は北海道農業研究会によって組織され、1993年9月に実施された。

K集落は全8戸の悉皆調査であるが、E集落は15戸中9戸、T集落は11戸中9戸、N集落は18戸中17戸の調査にとどまる。E1、2・・・は集落ごとの農家番号で、経営面積の多い順である。この調査報告は北海道農業研究会〔2〕で詳細になされており、本稿では可能な限り概況等の叙述は簡略化した。なお、七戸〔18〕はかつての調査地区の実相を鮮明に示している。

注8）公定歩合は1993年9月1日2.50%、同年9月21日1.75%と推移し、1996年8月1日現在0.50%である。

注9）西村〔12〕pp.84-88を参照。

注10) 七戸 [17] p.360を参照。

注11) 北海道農業研究会『北海道農業』No.20、1996年所収の、坂下明彦「石狩川流域における稲作の立地構造と担い手の動向」pp.1-13及び柳村俊介「深川市メム・イチャン地区における近年の農業動向」pp.19-25を参照。

注12) 聞き取りによる農家調査を無制限に過去に延長することは、不確かさを増す。このため、1960年代、1970年代に関してはこれが一般的であったかどうかは留保する。

注13) 野中 [13] を参照。

Ⅳ. 農業委員会農地移動案件の集計による検証

農地移動の具体的様相は、以上の4集落实態調査からある程度明らかにすることができた。ここでは1983年と1992年の2カ年について、農業委員会が保有する農地移動の個別案件資料を再集計し、農家調査によって得られた知見の検証と若干の補足的検討を試みる。得られる情報は農地の所在、農地供給側及び需要側の経営規模・労働力構成、地目及び面積、価格、譲渡理由、団地数の変化等かなり豊富であるが、ここでは当事者の経営規模及び農地取得農家の団地数の変化を検討するにとどめる。

検討の素材として、1983年及び92年の農地法及び農用地利用増進法（以下、利増法とする）に基づく自作地有償所有権移転と賃貸借・使用貸借に関して、農地の供給者と需要者の取引前の経営耕地面積階層別の再集計結果を用いる。まず、1983年の農地法及び利増法に基づく農地の売買に関してであるが（表5）、公社が売り手及び買い手として関与する20件の事例を除く98件中、経営面積階層でみて売り手＞買い手が16件（16%）、売り手＝買い手が14件（14%）、売り手＜買い手が67件（69%）となっている。これと関連するが、5ha未満の小規模階層が農地の買い手となっているケースが、公社購入事例1件を除く117件中39件（33%）である。1983年の深川市全農家平均経営面積は5.8haである。小規模農家の優先的農地取得慣行は実質的にかなり崩れているといえ、農地移動の階層的性格が強まっているはずの80年代前半にも小規模農家による農地取得の動きは消滅したわけではない。全体として、「北海道型農地流動システム」の崩壊過程としてこの時期をみてよいと思われる。ちなみに、1983年の農地法上の売買に関して、売り手の平均経営面積は4.5ha、買い手は7.5haで、利増法上の売買では売り手平均4.6ha、買い手平均6.5haである。また、この年の賃貸借でも売買と同様の傾向がみられ、賃貸借事例39件中、売り手＞買い手が7件（18%）、売

表5 農地の購入及び売却農家の経営面積階層（1983年・農用地利用増進法+農地法）

売却農家 経営面積	購入農家経営面積									公社	総計
	1-2ha	2-3ha	3-4ha	4-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上		
不耕作					2						2
1 ha未満			1	1	2	4					8
1-2ha			2	2	2	1	1				8
2-3ha			1	8	6	3					18
3-4ha		2	1	3	7		1				14
4-5ha		1	2	2	7	3					15
5-7.5ha			1	6	9	6	3				25
7.5-10ha							1				1
10-15ha				1	2		1			1	5
15-20ha											
20ha以上								1	1		2
公社等	1		1	3	6	6	3				20
総計	1	3	9	26	43	23	10	1	1	1	118

資料) 深川市農業委員会資料より作成、単位：件

注) 売却側の「公社等」には農業者年金基金による4件の売却を含む

表6 農地の購入及び売却農家の経営面積階層（1992年・農用地利用増進法＋農地法）

売却農家 経営面積	購入農家経営面積								公社	総計
	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上		
1ha未満		2		2	4	1		1	6	16
1-3ha			2		1	4	2	1	22	32
3-5ha				1	2				8	11
5-7.5ha						1			18	19
7.5-10ha	1		1			1			4	7
10-15ha					1	1			3	5
15-20ha									4	4
20ha以上								2		2
公社				6	17	11	3	10	—	47
総計	1	2	3	9	25	19	5	14	65	143

資料）深川市農業委員会資料より再集計、単位：件

注）購入農家の規模不明1件を除いて集計した

表7 貸付及び借入農家の経営面積（1992年・貸貸借＋使用貸借）

貸付農家 経営規模	1ha未満	1-3ha	3-5ha	5-7.5ha	7.5-10ha	10-15ha	15-20ha	20ha以上	総計
貸貸借（農地法＋農用地利用増進法）									
1ha未満		1	3	11	22	15		2	54
1-3ha		1	4	10	10	17	10	2	54
3-5ha			7	12	13	12	2		46
5-7.5ha		1	3	3	9	3	3		22
7.5-10ha	1			1		1	2		5
10-15ha				1	3			1	5
不明					2	1	1		4
公社				3	2			3	8
合計	1	3	17	41	61	49	18	8	198
使用貸借（農地法）									
			1	8	14	26	11	3	63

資料）深川市農業委員会資料より作成、単位：件

り手＝買い手が7件（18%）、売り手＜買い手が25件（64%）である。また、利増法での貸し手の平均経営面積は4.7ha、借り手のそれは6.4haで、売買の場合とほとんど同じ規模の農家が当事者となっている¹⁴⁾。

これに対し、わずか9年後の1992年はかなり様相が異なっている。表6によれば、公社関与事例を除く31件中、売り手＞買い手が3件（11%）、売り手＝買い手が3件（11%）、売り手＜買い手が25件（81%）と、当事者間の関係では相対的により大規模の農家による農地取得等が進んでいる。また、5ha未満階層の農家が農地を買ったケースは公社購入事例を除く78件中わずかに6件（8%）のみである。1992年には深川市の全農家平均経営面積が7.3haに拡大していることから、小規模農家として7.5ha未満階層まで拡大して考えたとしても78件中15件（19%）にとどまる。また、

賃貸借の場合を表7でみれば、5ha未満階層が農地を借り入れたケースは198件中21件（11%）にすぎず、7.5ha未満階層をとっても62件（31%）にとどまる。農地購入の場合より借入の方が小規模農家が農地を取得するケースが多いとはいえ、小規模農家による農地取得は大幅に後退したといえてよい。これを平均面積で確認しておくと、1992年の利増法による売買で売り手平均は5.0haで、83年からほとんど拡大していないのに対し、買い手平均は11.8haへと深川市においては明確に大規模階層といえるまで拡大している。また、同法に基づく賃貸借も同様で、貸し手平均は4.4haにとどまるが、借り手平均はやはり11.5haにまで拡大している。農地取得は大規模階層に限定される様相が明確であり、80年代以降の農地移動をめぐる構造変動は極めて顕著であったことが裏付けられる。

次に、「北海道型農地流動システム」におけるもう一つの基準である、「隣接者優先」について若干の検討を行う。これは農家調査では十分に整理できていない点である。農地取得農家の経営面積階層別に農地取得による団地数の変化を再集計したもので、1983年の農地法について売買が表8、使用貸借が表9に示されている¹⁵⁾。また、1992年は農地法及び農用地利用増進法を合わせて集計している。1983年に関しては集計件数が売買7件、使用貸借が14件と少ないので一般的結論を出すのは差し控えるが、売買、使用貸借ともに団地数が不変と増加がほぼ同数である。これに対し、表10が示すように、1992年は農地売買77件中、団地数

が増えたケースは9件（12%）のみで、ほとんどが団地数は変わらないような形で農地を購入している。一部でもともと5、6団地構成で、さらに団地数が増えている事例もあって気にかかるが、むしろ農地分散はよく防いでいるというべきである。これは農地の取得階層が大規模階層に中心が移り、それにシステムがよく適応して隣接者優先のルールをより前面に立てたことを示すものと推察される。

しかし、賃貸借及び使用貸借の場合は、表11が示すようにかなり様相は異なる。団地数不変の場合が多いとはいえ、増加が110件（42%）もみられ、明らかに売買のケースとは異なる結果を示す。これは、賃貸借はシステムの関与がほとんどなされないことによるとと思われる。賃貸借の増加を想定すれば、農地に関する調整が賃貸借を含めて行われるべきことを示すものである。

表8 農地売買における農地取得者の規模と団地数の変化（1983年）

譲受人規模	団地数の変化				総計
	不 変	増 加			
	2→2	2→3	1→2	4→6	
5ha未満	1		1	1	3
5－7.5ha	1		1		2
7.5－10ha		1			1
10－15ha	1				1
総計	3	1	2	1	7

資料) 深川市農業委員会資料より再集計、単位：件

注) 農地法案件のみ団地数の変化が記録されており、その集計である。

注14) 1983年の利増法上の権利移動に関しては、当事者の経営面積は実数ではなく階層でしか把握できない。このため、各階層ごとに中間値を階層別戸数

表9 農地使用貸借における農地借入農家の規模と団地数の変化（1983年）

借入農家規模	団地数の変化										総 計
	不 変					増 加					
	1→1	2→2	3→3	4→4	小計	1→2	2→3	2→4	3→4		
5ha未満	1	2			3	1	1	1	1	4	7
5－7.5ha			3	1	4	1	1			2	6
7.5－10ha									1	1	1
総計	1	2	3	1	7	2	2	1	2	7	14

資料) 深川市農業委員会資料より再集計、単位：件

注) 農地法の使用貸借案件のみ団地数の変化が記録されており、その集計である。

表10 農地売買における農地取得者の規模と団地数の変化（1992年）

譲受人規模	団地数の変化																		総数	
	団地数減少			団地数不変									団地数増加							
	2→1	3→2	小計	1→1	2→2	3→3	4→4	5→5	6→6	7→7	8→8	小計	0→2	1→2	2→3	3→4	4→5	7→10		小計
非農家													1						1	1
5ha未満				2				1				3		2					2	5
5－7.5ha				1	3	5						9								9
7.5－10ha				1	14	8	1	1				25								25
10－15ha	1		1	1	2	5	3	3	2			16			2				2	19
15－20ha						2	1					3					1		1	4
20－30ha		1	1			2			4	1		7				1			1	9
30ha以上				1							2	3						2	2	5
総計	1	1	2	6	19	22	6	4	6	1	2	66	1	2	2	1	1	2	9	77

資料) 深川市農業委員会資料より再集計、単位：件

注) 団地数減少は交換分合に伴って取得したケースで交換分合後の団地数である。

表11 農地貸貸借・使用貸借における農地借入農家の規模と団地数の変化（1992年）

借入 農家 規模	団地数の変化																						総計
	団地数不変											団地数増加											
	1→1	2→2	3→3	4→4	5→5	6→6	7→7	11→11	小計	1→2	0→2	1→3	2→3	2→4	3→4	3→5	4→5	4→6	4→7	4→9	5→6	6→7	
非農家											1											1	1
5ha未満	6	4	1						11	6			3				1					10	21
5－7.5ha	3	15	5	5	1				29	4		1	7	1	3	1	3					20	49
7.5－10h	2	17	17	5	2				43	7		2	7		7	1	4			2		31	74
10－15ha	1	16	21	9	1	1			49	2			7		6		7				2	1	25
15－20ha			2	6	2	1	1		12				1		4		3	1	1		5	2	17
20－30ha				1	2	2	2	1	9				1				3				1	1	6
総計	12	54	51	23	7	4	1	1	153	19	1	3	26	1	20	2	21	1	1	2	8	5	110
																							263

資料) 深川市農業委員会資料より再集計、単位：件

に乗じて階層別経営面積合計を算出し、次にこれらの総計を全農家数で除して平均経営面積を算出した。

注15) 1983年は農地法の売買と使用貸借のみが団地数の変化が記されており、これを集計した。なお、使用貸借の14件は全て公社事業によるもので、何らかのバイアスがかかっている可能性は否定できない。1992年の使用貸借も同様。

V. 中規模水田地帯における 農地問題の現段階

深川市を対象とした以上の検討によって、北海道水田地帯の最優等地域の農地問題の現状がある程度明らかとなった。開発序列の古い、中規模水田地帯では長く農地需要超過が続いてきた。このため、放置すれば激しい農地取得競争がまき起こり、地価高騰のみならず、農地分散や階層分化の許容限度を超える程度への進行が容易に予想されたところである。これを回避し、ひいては農家数の一定の維持による地域社会の存続を図ることをも目指して、小規模農家及び隣接農地保有農家への優先的農地取得を図るための「北海道型農地流動システム」が農地担当行政機構のリードのもとで、農家の合意形成を得て形成されていた。

しかし、北海道で農地需給が最もタイトとみなされる地域の一つである深川市でも、農地問題の局面変化は着実に進行していることが確認できた。

その変化の第一は、農地需給基調の転換点にさしかかったことである。現時点で農地余り現象は深川市では支配的となっていないし、他地域と比べて今後ともその発現の程度と時期は緩やかでかつ遅いであろう。しかし、かつてのような、農地需要超過状態はもはや再現しないことがほぼ確実である。その背景には、離農理由の転換がある。農業に見切りをつけた転業・転職、負債を抱えた倒産型離農は、直接には経済的要因をベースとするものであり、競争関係や収益性が離農の発生を規定したといえる。しかし、現在の離農要因は後継者なしとその結果としての高齢化がますます支配的になっている¹⁶⁾。今後は多少の農業の好不況とは無関係に、一定のしかもますます増大するテンポで離農を生み出し、農地が供給されることとなる。ここに農地需給基調転換の基本的動因が存在する。変化の第二は、農地移動形態が賃貸借主体となったことである。これは、都府県のように農地売買が賃貸借に単純に切り替わったことを必ずしも意味するものではない。しかし、たとえこの賃貸借のかなりの部分が最終的には売買に至る「経過的」賃貸借であるとしても、その供給は継続的に発生することは確実であり、賃貸借状態のもとにある農地は今後とも一定の割合を維持し、場合によっては増加するであろう。このことは、賃貸借の存在を前提とした農地利用体制を仕組む必要があることを意味する。賃貸借増加の要因は、貸し手側では前述の離農理由の変化が、借り手側

では将来見通しの不透明が最大の要因であった。変化の第三は、「北海道型農地流動システム」の機能低下である。小規模農家優先原則自体が、小規模農家の農地取得意欲低下によって無意味になりつつある。小規模農家とは、集約展開型の経営を別にすれば、結局のところ後継者他出により規模拡大を停止した農家であり、農地拡大意欲はほとんどない。したがって、結果として農地取得は後継者を抱えるか、農地取得資金の償還が可能である経営主が若い大規模農家に限定されることになる。これはまた、農地移動の広域化にもつながっていく。大規模農家は比較的少数であるうえに、農地購入の時期も労働力構成や保有施設・機械の能力、さらには負債残高等の資金ポジションに依存する。したがって、農地が供給されても同じ集落内で農地を取得できる農家が常にいるとは限らない。さらに、農地取引が売買から賃貸借に移ると、「北海道型農地流動システム」の調整機能は低下する。売買であれば従来通り形式的には厳密な手順を経ることになるが、賃貸借の場合は、実態でみたように「当事者任せ」であった。しかし、賃貸借のかかなりの割合が実は売買予約的性格が濃厚であることは、このシステムの機能が実効性を著しく低下させたことになる。それは貸借の場合における団地数の増加が売買に比べて明確であったことにみられたごとくである。

以上から、北海道における農地利用の全体像をあらためて明確にする必要があり、「北海道型農地流動システム」の再構成に向けた理念転換と条件整備が課題であると考え¹⁷⁾。具体的には、小規模農家優先＝公平原則から農地の団地化＝効率原則重視への理念の転換とそれによる合意形成、農地流動システムの機能する単位＝範域の拡大とそれを支える組織条件の形成、農地賃貸借のシステムへの取り込みと合理的賃貸借形成条件の整備が課題となろう。

注16) 後継者なしという事態そのものは、農業の低収益性が主要な原因の一つである。

注17) 長尾[10]や岩崎[6]の提起はこれらの問題への基本的対応方向を示しており、筆者はさらに地域レベルでの対応策としてシステム再構成を考えている。

引用文献

- [1] 東山寛・小池晴伴「北海道稲作の構造変動と地域農業再編の現局面」『農業問題研究』第42号、1996年、pp.13-25.
- [2] 北海道農業研究会『北海道農業』No.20、1996年、pp.1-273.
- [3] 堀口健治「北海道の水田地帯にみる地価下落とそのもつ意味」農政調査委員会『農業の基本問題に関する調査研究報告書18 農家・農村社会の変貌と農地問題(1)』1992年、pp.55-72.
- [4] 堀口健治「北海道にみる水田の農地流動化・地価の状況と農地保有合理化法人」農政調査委員会『農業の基本問題に関する調査研究報告書20 多様な経営体と農地の利用調整』1994年、pp.1-24.
- [5] 堀口健治「ウルグアイラウンド合意後の日本農政と地域農業」『農業経済研究』第67巻第2号、1995年、pp.64-76.
- [6] 岩崎徹「北海道農業の現段階的性格と課題」牛山敬二・七戸長生編著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会、1991年、pp.453-471.
- [7] 吉川好文「地価動向と農地流動化の特質」農林水産省北海道農業試験場『北海道農業試験場農村計画研究』第7号、1994年、pp.12-24.
- [8] 吉川好文「地価動向と農地移動の現状」農林水産省北海道農業試験場『北海道農試農業経営研究』第69号、1995年、pp.33-46.
- [9] 盛田清秀「北海道型農地流動システムの変容と再編課題」農林水産省農業研究センター農業計画部・経営管理部『農業経営通信』No.184、1995年、

pp.6-9.

- [10] 長尾正克「大規模稲作地帯の課題と再編方向」臼井晋編著『大規模稲作地帯の農業再編』北海道大学図書刊行会、1994年、pp.258-271.
- [11] 仁平恒夫「大規模水田地帯における農業負債の構造」農林水産省北海道農業試験場『北海道農業試験場農村計画研究資料』第4号、1990年、pp.36-48.
- [12] 西村直樹「農業展開の局面変化とその意味」、臼井晋編著『大規模稲作地帯の農業再編』北海道大学図書刊行会、1994年、pp.76-99.
- [13] 野中章久「農協の地域営農集団育成を通じた生産過程への関与の形態とその効果」『農業経営研究』第34巻第1号、1996年、pp.11-21.
- [14] 阪本楠彦『地代論講義』東京大学出版会、1978年、pp.210-214.
- [15] 坂下明彦「北海道の農業集落形成の特質と類型」牛山敬二・七戸長生編著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会、1991年、pp.133-136.
- [16] 坂下明彦「石狩川流域開発における下流域の位置」臼井晋編著『大規模稲作地帯の農業再編』北海道大学図書刊行会、1994年、pp.22-25.
- [17] 七戸長生「「減反・転作」推進の欠陥と基本問題」矢島武編著「日本稲作の基本問題」北海道大学図書刊行会、1981年、pp.338-371.
- [18] 七戸長生「北海道「大正用水」灌漑地域の稲作展開の特色と現状」玉城哲・旗手勲・今村奈良臣編『水利の社会構造』国際連合大学、1984年、pp.209-252.
- [19] 生源寺真一『農地の経済分析』農林統計協会、1990年、pp.1-253.
- [20] 谷本一志「耕境後退と農地利用の経営学」『農林統計調査』第46巻第3号、1996年、pp.15-21.
- [21] 谷本一志「農地流動化への地域対策・支援システム」『農業および園芸』第71巻第5号、1996年、pp.571-575.
- [22] 矢崎俊治「北海道稲作生産力格差の展開構造」湯沢誠編『北海道農業論』日本経済評論社、1984年、p.255.